

令和4年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

令和4年3月24日

午前9時40分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (12名)

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 溝部 真紀子 | 2番  | 齋藤 文夫 |
| 3番  | 中川 靖広  | 5番  | 伴 吉晴  |
| 6番  | 大森 恒太朗 | 7番  | 嶋田 善行 |
| 8番  | 井上 卓也  | 9番  | 横田 敏文 |
| 10番 | 坂口 徹   | 11番 | 濱 真理子 |
| 12番 | 木澤 正男  | 13番 | 奥村 容子 |

---

1, 出席した議会事務局職員

|        |       |    |       |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 佐谷 容子 | 係長 | 吉川 也子 |
|--------|-------|----|-------|

---

1, 地方自治法第121条による出席者

|         |       |        |       |
|---------|-------|--------|-------|
| 町長      | 中西 和夫 | 副町長    | 乾 善亮  |
| 教育長     | 山本 雅章 | 総務部長   | 西巻 昭男 |
| 総務課長    | 仲村 佳真 | 住民生活部長 | 加藤 恵三 |
| 住民生活部次長 | 北 典子  | 国保医療課長 | 安藤 晴康 |
| 都市建設部長  | 上田 俊雄 | 都市創生課長 | 本庄 徳光 |
| 会計管理者   | 黒崎 益範 | 教育次長   | 栗本 公生 |

---

1, 議事日程

- 日程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日程 3. 総務常任委員長報告について
- 日程 4. 予算審査特別委員長報告について
- 日程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

- 追加日程 1. 発議第 1 号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 追加日程 2. 発議第 2 号 ロシア軍のウクライナからの即時撤退と国際法の遵守を求める意見書について
- 追加日程 3. 同意第 1 号 副町長の選任について同意を求めることについて
- 追加日程 4. 同意第 2 号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時40分 開議)

○議長（伴吉晴君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

13番、奥村委員長。

○建設水道常任委員長（奥村容子君） それでは、開会中の3月11日に開催した建設水道常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

まず、付託議案について、1. 議案第16号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び奈良広域水質検査センター組合同規約の変更についてです。同組合の構成市町村の変更による規約変更であり、委員より、磯城郡3町の動向等について質疑があり、理事者より答弁されております。議案第16号は、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 議案第17号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定について、令和4年4月から3年間、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者に指定することです。委員より、事業収入の見込み等について質疑があり、理事者より答弁されております。議案第17号は、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、3. 議案第18号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、令和4年4月から3年間、一般社団法人斑鳩町観光協会を指定管理者に指定することです。議案第18号は満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、4. 認定第1号 町道認定について、開発道路6路線と位置指定道路3路線の合計9路線を、新たに町道に認定することです。認定第1号は、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、5. 議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について、令和3年度と令和4年度の2年間の賃貸料を免除することです。また、この議案が可決したならば、株式会社呉竹荘と覚書を締結し、2年間の賃貸料免除とともに、開業の時期として株式会社呉竹荘が令和5年度中に工事を再開し、令和6年12月末までに、仮称法隆寺パークホテルを開業すること、駐車場事業の収支差額を

株式会社呉竹荘が斑鳩町に納付することを覚書に明記することです。

委員より、これまでの交渉経緯について、他の観光事業者への配慮について、収支差額の名目について等、さまざまな質疑があり、理事者より答弁されております。本案については賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところありますが、本日の本会議において討論の申し出がありますので、割愛をさせていただきます。

次に、6. 議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第18号）については、議案第19号の斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除等に伴う補正予算です。本案についても、賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。それぞれの反対意見、賛成意見の要旨をご報告すべきところですが、議案第19号と同様の理由により割愛をさせていただきます。

次に、継続審査である都市基盤整備事業に関することについてを議題とし、理事者の報告を求めました。いかるがパークウェイについて、令和4年度は五百井・興留区間の発掘調査をイツボ川から東に向けて順次すすめていく予定とのこと。また、興留・幸前区間（8工区）は、今後、全体説明会に加えて、要望がある自治会を対象に個別説明会を行う予定であることなどが報告されました。委員より、8工区の住民説明会等について質疑があり、それぞれ答弁されています。

継続審査については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1. 議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第17号）について、当委員会所管にかかる事項の報告を受けました。委員より、大規模盛土造成地第2次スクリーニング計画策定業務について質疑があり、理事者より答弁をされております。

次に、2. 令和4年度斑鳩町創業支援補助金交付事業について、令和4年5月2日から5月31日までを申請期間として、重点創業促進事業が1件、その他2件を募集することです。令和3年度の同事業について当委員会で意見があったことから、令和4年度では、申請件数が募集件数を上回った場合、評価基準と優先順位を定めて、町内在住者を優先して補助対象者を決定する方針とのこと。委員より、評価基準の記載内容について質疑があり、理事者より答弁されております。

次に、3. 水道事業の県域一体化について、2月17日に開催された奈良県広域水道企業団設立準備協議会で示された県域一体化後の給水原価、供給単価の試算結果や一体化に向けました方向性の検討状況等について報告されました。委員より、県域一体化へ

のスケジュール等について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、4. 公共下水道事業に関することについて、資料により、令和3年度は9か所の路線で面整備等の工事を実施し、その結果、下水道予定処理区域386ヘクタールのうち、供用開始区域と令和3年度工事が完了した区域として264ヘクタールとなると報告されました。また、令和4年度には整備延長約3.5km、整備面積が約7ヘクタールの工事を予定しているとのことでした。

次に、口頭報告として、松山市との観光・文化交流都市協定の締結について報告がありました。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について各委員にお聞きしましたが、意見等はありませんでした。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、建設水道常任委員会を閉会いたしました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○厚生常任委員長（齋藤文夫君） それでは、開会中の3月15日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、本委員会に付託されました5議案についてはすべて満場一致で原案どおり可決すべきものと決しましたことをご報告します。

まず、議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。国民健康保険の県単位化に伴い、令和6年度の国民健康保険税率の統一化に向けた税率改定を行うことから、本条例において所要の改正を行うと説明を受けました。委員より、改正後の保険税は県内同一かどうか、影響をうける対象人数についてなど質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第3号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例について、原則前納としている延長保育利用料を原則後納に改正すると説明を受けました。委員から納付期限について、現場の事務軽減について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、議案第4号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例についてです。王寺町の小学校が令和4年4月1日から義務教育学校となることに伴い、所要の改正を行うと説明がありました。委員より、王寺町の小、中学校の状況について質疑があり、

理事者より答弁されています。

次に、議案第7号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、保険基盤安定負担金の確定に伴う国民健康保険事業費納付金の減額等に関する予算補正で、歳入歳出を81万6千円減額し、歳入歳出を31億8,897万2千円にすると説明を受けました。

次に、議案第8号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による保険料の減免に伴い、その財源を受け入れるための予算補正であり、保険事業勘定で、歳入歳出を28万5千円追加し、歳入歳出を27億2,047万円にすると説明がありました。

次に、継続審査、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、奈良市と合同勉強会の今後の進め方について協議し、当町からは、新施設の建設費や周辺整備費などの附帯費などそれぞれ協議して積み上げていくことを提案し、奈良市の同意を得たとのこと。今後は新施設建設にかかる関係費用について、個別に協議を進め、最終的に参加の可否について判断していきたいと報告がありました。一方、今回、奈良市から提示された施設整備費算定方法別コストシミュレーションも、当町が以前から求めている現実的な判断材料となる内容ではなかったとのことです。

継続審査については、報告を受け、審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について、1、議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第17号）について、住民生活部が所管する内容について説明されました。委員より、証明書交付機器設定業務委託料の減額の理由等について、保育士の処遇改善について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、2、新型コロナウイルスワクチン接種について、追加接種の集団接種の状況を報告されるとともに、令和4年5月末の集団接種でほぼ完了を見込んでおり、集団接種は5月で終了し、その後は個別接種で対応していく予定であると報告がありました。委員より、町公式LINEでのお詫びについて質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、3、町内私立保育所に対する保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について報告がありました。町内の私立保育所を対象に、令和4年2月から保育士等の収入を3%程度引き上げるための支援措置を、全額国庫補助を受けて実施するとのこと。委員より、保育士の給与改善の確認方法について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、4、国民健康保険税の課税限度額の改定（案）について報告がありました。令

和4年度の地方税制改正に伴い中間所得層の負担緩和のため、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられることに伴い、国の法令が改正され次第、国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行う予定であると報告されました。委員より、限度額対象者の所得について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に、5、後期高齢者医療保険料の改定について、広域連合より令和4年度と5年度の保険料率が示されたとのことです。保険料率は、均等割額が48,100円から50,500円に、所得割率は9.41%から9.93%に、また賦課限度額については64万円から66万円に引き上げられるとのことです。次に、6、国民健康保険料（税）口座振替キャンペーン事業について報告があり、委員より、すでに口座振替で支払われている人の割合について質疑があり、理事者より答弁されています。

次に口頭報告として、不妊治療の保険適用にかかる斑鳩町一般不妊治療・不育治療費助成制度について報告がありました。以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について各委員にお聞きしましたが、意見等はありませんでした。

最後に、継続審査の取り扱いを確認し、厚生常任委員会を閉会しました。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程3. 総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○総務常任委員長（坂口徹君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

本会議より付託を受けました議案等の審査を行うため、3月16日、全委員出席のもと、委員会を開会しましたので、その概要と結果について報告いたします。

まず、はじめに、付託議案であります。1. 議案第1号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、国の改正内容に準じて、非常勤職員について育児休業等の取得要件の緩和をはかるための改正です。本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 議案第5号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、法改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とすることができる特例を廃止するとのことです。委員より、担保の内容について質疑があり、答弁されております。本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、3. 議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)について、小・中学校の感染症対策等に必要な物品の購入費用による歳出増加や、住民基本台帳ネットワークシステム等改修事業の繰越明許などに係る補正予算で、歳入歳出に1億2,147万8千円を追加し、歳入歳出を114億3,787万2千円とすると説明がありました。本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 奈良県広域消防組合規約の変更について、組合議会議員の構成、定数及び任期を変更するため、本規約において所要の変更を行うことについて、構成各市町村の議会の議決を求めるものであると説明がありました。委員より、任期変更の理由について質疑があり、答弁されております。本案については、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、継続審査について、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存および活用に関することについて、斑鳩文化財センターの運営や発掘調査の状況等について報告がありました。また、今年のゴールデンウィーク期間中に史跡中宮寺跡で開催予定の文化財啓発イベントの開催に合わせて、こいのぼりを募集したところ、大小12セットの寄付の申し出があったとのことでした。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、各課報告事項について、第2期斑鳩町教育に関する大綱(案)について、教育理念のテーマを「育てよう和の心」として、基本方針や対策目標を掲げ、各目標の実現に向けて、町長部局と教育委員会が連携、協力して、斑鳩町の教育行政を推進するとの説明がありました。委員より、政策財政課が説明されている理由について、質疑があり、答弁されております。

また、その他の報告として、新型コロナウイルス感染症に伴う自宅療養者等に対する新たな生活支援について報告がありました。委員より、対象者への食料支援について質疑があり、答弁されております。以上、各課報告事項については終わりました。

最後に、その他について、各委員にお聞きしましたが、意見等はありませんでした。

以上が、総務常任委員会における審査の概要と結果であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

ご静聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 次に、日程4. 予算審査特別委員長報告についてを議題とし、予算審査特別委員長の審査結果報告を求めます。



10番、坂口委員長。

○予算審査特別委員長（坂口徹君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月8日、9日の2日間にわたり、本会議から付託を受けました議案第9号 令和4年度斑鳩町一般会計予算について、議案10号から議案第14号までの令和4年度各特別会計及び企業会計予算について審査を行いましたので、その概要と審査結果についてご報告いたします。

まず、一般会計予算総括及び歳入全般について説明を受けた後、各部ごとに一般会計歳出及び各特別会計、企業会計についてそれぞれ説明を受けた後、質疑を行って審査を進めました。各委員からは、多岐にわたり数多くの質疑、また貴重なご意見、ご提案がございましたが、時間の都合上ここでは報告を省略させていただきます。のちほど、会議録に整理をさせていただきますので、ご覧いただければ幸いです。

審査の結果でございますが、議案第12号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については賛否の討論の後、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

また、その他5議案については、満場一致で可決すべきものと決しました。委員の皆様には、長時間にわたり終始熱心に審査賜りましたことに感謝申し上げます。また、理事者の皆様には、本特別委員会での貴重な意見、提案につきまして真摯にご検討いただき、今後の行政運営に反映させていただきますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、委員長報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い、表決を行ってまいります。

はじめに、議案第1号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第2号 斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第3号 斑鳩町延長保育に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第4号 西和地域病児保育室設置条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第5号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第6号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算(第17号)についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第7号 令和3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第8号 令和3年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第9号 令和4年度斑鳩町一般会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第10号 令和4年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第11号 令和4年度斑鳩町介護保険事業特別会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第12号 令和4年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番(濱眞理子君) それでは、議案第12号 令和4年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算についての反対意見を述べさせていただきます。

私は、これまでも高齢者の負担増の議案に反対意見を述べさせていただきました。その中で繰り返し申しあげたことを、またこの場で繰り返すことを非常に残念に思いますとともに、大変腹立たしい思いであります。高齢者、特に75歳以上の方は病気やけが、また認知機能や身体の機能低下等の進行が早く、治癒や回復が遅いのが一般的です。そのような状況の中で、後期高齢者医療に加え、介護保険の一部負担金が生活を圧迫していることから、受診や介護サービス利用を控えている方は相当数おられます。令和4年度からの見直しで後期高齢者医療費の自己負担額が1割から2割への引き上げとなれば、さらに高齢者の受診控え等につながりかねません。今、世界的に感染が広がっている新型コロナウイルス感染や、ロシアのウクライナ侵略がもたらしている経済不安は価格の高騰として生活を直撃しています。価格が上がれば消費税も上がります。年金は減り続け、これ以上の節約は難しい日々でございます。後期高齢者医療広域連合は、被保険者の負担増を進めるときにあげる理由として被保険者の人数が増加するからでございます。戦後のベビーブームの方々も順に75歳を迎えられます。医療の利用の増加ばかりを強調するのではなく、日本の高度成長の大きな担い手であった後期高齢者医療被保険者への敬意を示し、負担増を抑えるための国からの拠出金充実を望みます。

後期高齢者医療広域連合の事業であり、町が決められる案件でないことは理解していますが、住民の生の声を反対意見として述べさせていただきました。

議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番(嶋田善行君) 議案第12号 令和4年度 斑鳩町後期高齢者医療特別会計予算

について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、法令の規定により、県内のすべての市町村で構成された広域連合が運営主体であり、県全体のこの制度における医療に要する費用の推計をはじめ、保険料率にかかわる事項は、すべて広域連合において決定がなされるものであります。

これは先ほど反対者も理解されているとおりでございます。この制度において市町村に特別会計が設置されているのは、市町村の事務とされている収納した保険料を広域連合に納付することを明確にするためであり、令和4年度の本町の特別会計予算については、決められた保険料の総額や軽減に必要な財源等については適正に予算計上されていると考えます。先ほど反対者がいろいろ述べられましたが、それは広域連合に言うべきことであって、本議会の特別予算に対して言うべきものではないと考えます。

以上のことから、令和4年度の特別会計予算について賛成するものであります。

皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、議案第12号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第13号 令和4年度斑鳩町水道事業会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第14号 令和4年度斑鳩町下水道事業会計予算についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第15号 奈良県広域消防組合規約の変更についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第16号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第17号 斑鳩町文化振興センターの指定管理者の指定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、満場一致で可決されました。

次に、議案第18号 斑鳩の里観光案内所・斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、満場一致で可決されました。

次に、認定第1号 町道認定についてをお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号については、満場一致で認定されました。

ここで10時40分まで休憩いたします。

( 午前10時19分 休憩 )

( 午前10時40分 再開 )

○議長（伴吉晴君） 再開いたします。

次に、議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除については、建設水道常任委員会において、先ほどの委員長報告のとおり、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しておりましたが、お手元に配布いたしました修正動議が提出されております。

したがって、これを本案とあわせて一括議題とします。

動議提出者の説明を求めます。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、議案第19号の修正動議に対して提案説明をさせていただきます。

まず議案書を朗読いたします。

斑鳩町議会議長 伴 吉晴 様

議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致  
事業に係る賃貸料の免除についてに対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

令和4年3月24日

発議者

議会議員

濱 眞 理 子

木 澤 正 男

そうしましたら、2枚目をご覧いただきたいと思います。今回、修正動議を提出させていただきますその要旨といたしましては、昨年度に続き本年度もコロナ対策として株式会社呉竹荘への経営安定化支援を行い、マルシェ・宿泊施設の早期実施を望むという点については同じものでありますが、しかしその内容について住民の理解を得られないということから、住民の理解を得られる内容で提案すべきと思ひ、修正動議を提出させていただきます。

まず、今回、原案では令和3年度、令和4年度の2か年度分となっておりますが、これはその時々のコロナの状況によって駐車場収入も変わってくるということもありまして、きちんと単年度ごとに見極めをできるようにすべきということで、令和4年度というのを削っております。それと、これは次の20号に関わってくるものではありませんが、駐車場収入についてはこれまで差額を免除する、収入については町に納付するというところで呉竹荘のほうから申し出がありました。これはきちんと契約どおり収入について、利益については呉竹荘のものとするという考え方です。

そしてこれが一番なんですけども、年間の賃貸料を収支差額全額を免除するという点につきましては、住民の皆さんから理解を得られないという点で、これまでも最大半額とするという提案をしてきましたので、それを具体的に形にさせていただいたものでございます。修正案の文中で、「免除」という文言はすべて「減免」に改めております。

そして先ほど申しあげましたように、第1項中令和4年度を削り、さらに第2項中で41,502,000円というものをさらに令和3年度、令和4年度分の内訳も削除いたしまして、年間で10,375,500円に改めております。そして第4項中、令和5年度中に工事を再開し、令和6年12月末を開業の期限としてという文言を削り、今回コロナ対策として支援を行うということで、期限を区切らずにコロナの影響があるうちは支援を行っていくという考え方で、修正をさせていただいております。

修正案の説明については、以上でございます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） これをもって、質疑を終結します。

これより、原案と修正案について、一括して討論を行います。

初めに、原案に賛成する議員の意見を求めます。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） それでは、議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について、原案に賛成の立場から意見を申し上げます。

今回、上程をされました議案第19号は、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の早期実現を図るため、新型コロナウイルス感染拡大により、観光業や宿泊業を取り巻く環境が依然厳しい状況であることに鑑み、事業用定期借地権設定契約による土地賃貸料を免除するものであります。この誘致事業は、令和49年までの長きにわたる町財



政への寄与や雇用の創出、斑鳩町の地域経済の活性化に大きく貢献することが期待される観光施策の核となる事業であります。また、呉竹荘においては、引き続き、本事業にとりくんでいく決意、さらには、令和5年度中の工事再開と令和6年12月末までのホテル開業を表明されており、ポストコロナを見据えた観光振興や地域の活性化などの効果にも大きな期待をするところであります。

以上のことから、呉竹荘を支援することは、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の継続と実現を目指すものあり、長期的かつ総合的な視点から、町の活性化に寄与するものと考えますことから、本議案に賛成するものであります。

町におかれましては、引き続き、進捗状況等をしっかりと確認し、本事業にとりくまれることをお願いし、私の賛成意見といたします。

議員皆さまのご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（伴吉晴君） 次に、原案及び修正案に反対する議員の意見を求めます。

7番、嶋田議員。

○7番（嶋田善行君） 議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除について、および、この議案に対する修正案について反対の立場から意見を述べます。

まず、議案第19号についてであります。私は昨年3月議会に提出された議案第8号 権利の放棄について、すなわち令和2年度の土地賃貸料の債権を放棄する議案に反対はしませんでした。私の考えは賃貸料を減免する場合には、まず単年度であること、しかも減免率で考えるべきであり、例えば経済活動がある事態になったときは減免何十パーセント、次の事態になったときは減免何十パーセント、さらにはもっとひどい事態になったときには、減免率何十パーセントなどのように、ゼロか100かではなく、理事者側において基本線を作成しておくべきであると考えます。また、契約に沿った土地利用から生じた利益は賃借人側の利益であり、町が受け取るべきではない、また、政治的な理由から外国人観光客が急に訪日しなくなることは、お隣の国でも実際起こったことであり、観光業者としては想定し、対策を講じておくべきであるとの意見を述べました。この賃貸料免除という事態は、町にとっては初めてのことであり、令和3年度の賃貸料についても、同じようなことが想定されるため、今の意見を今度の参考にしたい旨の発言もあり、今後を期待して議案第8号にはあえて反対はしませんでした。しかしながら、今回も賃貸料の全額免除という本議案が提出されました。この議案の提出以前に勉強会が開かれましたが、昨年と担当課が変わったためか、減免率の考え方は示されま

せんでした。これは私の考えと全く異なります。また、例えば減免率、例えばですよ、減免率60%となる場合の賃貸料はおよそ800万円です。その支払いは、経済活動が回復する期間を5年とみた場合、支払猶予期間を5年とし、6年目から例えば20年かけて払ってもらうという方法も考えられます。そうすると1年で支払う賃貸料は約40万円、月にすると3万円強です。この金額で支払いを躊躇するような企業を、町のパートナーとしてふさわしくないと考えます。また、覚書について、第2条に、工事再開時期や開業時期が明記されていますが、民間企業ならば、その時の経済状況や経済活動によって流動的に考えるため、時期が明記してあるから開業を担保しているとは思いません。第3条を何の名目で徴収されるのか不明です。駐車場の収支差額だけを徴収するのであれば減免率90%とし、契約金額の2千万円の10%、約200万円を賃貸料として請求すべきです。また、将来町に入ってくる金額のことも言うておられましたが、それと全額免除することの整合性はありません。それに何より2年で約4千万円も損失する理由を町民の皆さんに説明できません。以上のことから本議案について反対します。

次に、修正案についてです。この案についても減免率の問題があると思われます。減免率が50%であれば、修正案のとおりですが、私は今回減免率が60から80%で妥当であると考えています。この減免率は残念ながら理事者側の基準が示されておらず、現時点では決答できません。以上の理由から賃貸料半額のこの修正案には賛同できません。ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 原案に賛成する議員の意見を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 賛成案なしと認めます。

次に、修正案に賛成する議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 議案第19号 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除についての修正案についての意見を述べさせていただきます。

私は、修正案に賛成、原案に反対の立場でございます。

私は令和2年度の決算に対する反対意見を述べました。その中で、この事業者への支援について、町民の理解は得られないと指摘いたしました。議案は可決されましたが、複数人の議員から令和3年度以降の対応について懸念される点などと共にさまざまな意見があがりました。町として大きな規模の事業であり、議会も協力して斑鳩町の観光拠点の整備を進める長期構想のとりくみがスタートした矢先に、新型コロナウイルスとい

う未知の災害が起こりました。発生から2年を経過しても終息の見通しはたちません。

法隆寺を訪れる観光客の激減と、既に開業していた宿泊施設なども大きな打撃を受けています。修正案は原案の免除ではなく、何らかの支援は必要と考えることから半額に減免するものでございます。またその減免は令和3年度に限るものです。さらに着工・完成の時期は、早期に実現と定めています。町内の他の事業者への支援は、他の制度での支援をしているとの町の説明ですが、特定の業者の要求額を全額2年にわたり認めることはあまりにも行き過ぎであると考えます。

よって修正案に賛成の意見とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結します。

本案については賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

まず、本案に対する濱真理子君ほか1人から提出された修正案について採決します。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（伴吉晴君） 起立少数であります。

よって、修正案は、否決されました。

次に、原案について採決します。

原案に賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、議案第19号については、賛成多数で可決されました。

次に、議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第18号）については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よって、これより討論を行います。

はじめに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。

11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） それでは、議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第18号）について反対意見を述べます。

令和2年度決算にはこの事業者への支援が計上されており、町民の理解は得られないと指摘し、反対意見を述べました。複数人の議員から令和3年度以降の対応について懸念される点などとともに、さまざまな意見があがりました。町の大きな規模の事業であり、議会も協力して観光事業の発展に期待をしていました。新型コロナウイルス感染は

広がり、法隆寺を訪れる観光客の激減と、既に開業していた宿泊施設なども大きな打撃を受けています。特定の業者へのこの全額免除は町民の理解を得難く、今後同様のことが繰り返し行われるのではないかと危惧されます。

以上のことから本議案に対しての反対意見といたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

9番、横田議員。

○9番（横田敏文君） それでは、議案第20号 令和3年度斑鳩町一般会計補正予算（第18号）について、原案に賛成の立場から意見を申し上げます。

本議案は、先の、議案第19号による斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業に係る賃貸料の免除に関するものと、呉竹荘との確認により、当該事業における駐車場の収支差額を町に納付されることに伴う予算補正であります。

この事業は、長期的な本町の観光施策の核となる事業であります。一方では、この事業による土地賃貸料は、町運営において貴重な財源であります。このことから、その取扱いには、慎重に検討をしていく必要があります。町議会においても勉強会や懇談会を開催し、意見や議論を重ねてまいりました。

そのなかで、1点目、呉竹荘においては、長期化するコロナ禍の影響を受けながら、前向きに本事業の遂行にとりくまれていること。2点目は、開業後の観光施策の展望はもちろんのこと、地元雇用の創出や地元食材の活用、地域事業者との連携など、地域経済への貢献が期待できること。3点目は、駐車場の経営においては、収支差額を町へ納付され、町営駐車場として指定管理者が管理していた時と同様の収益は確保されること。4点目は、なにより、コロナ禍において令和5年度中に宿泊施設建設の工事を再開し、令和6年12月の開業を目指すことを明記した覚書を呉竹荘と約束できることは、大きな成果であることなど、以上4点、改めて確認をいたしました。

以上のことから、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の事業者を支援することは、本町の観光事業を進めることにつながるものであり、本議案に賛成するものであります。議員皆様のご賛同を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） これをもって、討論を終結します。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（ 起立する者あり ）

○議長（伴吉晴君） 起立多数であります。

よって、議案第20号については、賛成多数で可決されました。

ここでお諮りします。

皆さまのお手元に配布しております追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱について、追加日程2. 発議第2号 ロシア軍のウクライナからの即時撤退と国際法の遵守を求める意見書について、追加日程3. 同意第1号 副町長の選任について同意を求めることについて、追加日程4. 同意第2号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第1号、追加日程2. 発議第2号、追加日程3. 同意第1号、追加日程4. 同意第2号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第1号 斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、木澤委員長。

○12番（木澤正男君） それでは、発議第1号に対する提案説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

発議第1号

斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の  
一部を改正する要綱について

標記について、地方自治法第109条第6項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月24日提出

議会運営委員会

委員長 木澤 正男

それでは、議案書の最後のページをお開きいただけますでしょうか。

要旨の朗読をもって、説明とさせていただきます。

斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の

一部を改正する要綱（要旨）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた人と人との接触機会の低減、行政手続きのデジタル化の推進のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの脱却が喫緊の課題となっていることを鑑み、町議会の行政手続きにおいて求めている押印等の義務付けについて見直しを行うこととし、当要綱について所要の改正を行うものです。

1. 改正内容

(1) 様式第1号から様式第8号について、押印の義務付けを廃止する。

(2) その他条文整理等所要の改正

2. 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

以上でございます。議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、満場一致で可決されました。

次に、追加日程2. 発議第2号 ロシア軍のウクライナからの即時撤退と国際法の遵守を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、溝部議員。

○1番（溝部真紀子君） それでは、発議第2号について説明させていただきます。

初めに議案書を朗読いたします。

発議第2号

ロシア軍のウクライナからの即時撤退と国際法の遵守を

求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月24日提出

議 会 議 員

溝 部 真 紀 子

大 森 恒太朗  
井 上 卓 也  
濱 眞 理 子  
木 澤 正 男

それでは、意見書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

ロシア軍のウクライナからの即時撤退と国際法の遵守を求める意見書

ロシア軍によるウクライナへの侵攻は、力による一方的な現状変更への試みであり、ウクライナの主権を侵害する明白な国際法違反です。

このような力を背景とした侵攻は、国際秩序の根幹を揺るがす深刻な行為で、断じて容認することができない暴挙であり、許すことはできません。

よって、政府に対し、ウクライナ在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携し、ロシア軍に対しウクライナからの即時撤収と国際法の遵守を求め、速やかな国際社会の平和の実現を図るよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月24日

奈良県斑鳩町議会

以上をもちまして、発議第2号 ロシア軍のウクライナからの即時撤退と国際法の遵守を求める意見書について、提案説明とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号については、満場一致で可決されました。本意見書は、関係機関に送付します。

次に、追加日程3．同意第1号 副町長の選任について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、同意第1号 副町長の選任について同意を求めることについてご説明を申し上げます。

本同意は、乾善亮副町長が、令和4年3月31日をもって辞職いたしますことから、その後任として、加藤恵三住民生活部長を副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。なお、ご同意いただけましたならば、令和4年4月1日付で選任してまいりたいと考えております。

それでは、議案書を朗読させていただきまして、ご説明といたします。

同意第1号

副町長の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年3月24日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町五百井1丁目2番13号

氏 名 加藤 恵三

生年月日 昭和39年1月10日

加藤恵三氏の略歴につきましては次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては省略をさせていただきます。以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ満場一致をもって、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) お諮りします。

同意第1号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、満場一致で同意されました。

次に、追加日程4. 同意第2号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求める



ことについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。 西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、同意第2号 斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについてご説明を申しあげます。

本同意は、現評価員の乾善亮副町長が、令和4年3月31日をもって、辞職いたしますことから、その後任として、加藤恵三住民生活部長を斑鳩町固定資産評価員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、ご同意いただきましたならば、令和4年4月1日付で選任してまいりたいと考えております。

それでは、議案書を、朗読させていただきます、ご説明といたします。

同意第2号

斑鳩町固定資産評価員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町固定資産評価員に選任したいので、地方税法第40条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和4年3月24日 提出

斑鳩町長 中西和夫

記

住 所 斑鳩町五百井1丁目2番13号

氏 名 加藤 恵三

生年月日 昭和39年1月10日

加藤恵三氏の略歴につきましては、次のページに記載のとおりでございます。朗読につきましては省略をさせていただきます。以上をもちまして説明とさせていただきます。

何とぞ満場一致をもって、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(伴吉晴君) お諮りします。

同意第2号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については、満場一致で同意されました。

次に、日程5. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

次に、日程6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定されました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

閉会に先立ちまして、町長のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長(中西和夫君) 令和4年第1回斑鳩町議会定例会の閉会にあたり、ひとことごあ

いさつを申し上げます。

本定例会では、追加議案を含め29議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には、去る3月1日の開会から本日まで終始熱心にご審議を賜り、いずれの議案につきましても原案どおりご承認賜りましたことに対しまして、深く感謝を申し上げますとともにお礼を申し上げます。

ご承認いただきました令和4年度予算につきましては、和のところで未来へ続く斑鳩を創造していくため、新しい体制のもと、職員ともども一丸となって諸施策の実施に、また新型コロナウイルス感染症対応に積極的にとりくんでまいりますので、さらなるご支援・ご指導賜りますようお願い申し上げます。

春分も過ぎ、春の暖かさを感じることも多くなってまいりましたが、まだまだ朝晩が寒い日もございます。議員皆様方にはくれぐれもご自愛くださいますよう、お祈り申し上げ、本定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、令和4年第1回斑鳩町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前11時19分 閉会）